

令和元年10月 西之表市農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和元年10月25日 金曜日 9時00分開会
2. 開催場所 西之表市役所 議会棟3階 第3委員会室
3. 出席委員 14名

職名	議席番号	氏名	職名	議席番号	氏名
会長	4番	脇田 峰生	職務代理者	8番	日笠山 隆
委員	1番	上妻 力	委員	2番	中村 正幸
〃	3番	深田 広文	〃	5番	羽生 友保
〃	6番	杉 為昭	〃	7番	鮫島 繁樹
〃	9番	牛越 紀幸	〃	10番	坂本 江里子
〃	11番	岩本 延男	〃	12番	河本 アツミ
〃	13番	石寺 政和	〃	14番	日高 仙三

4. 欠席委員 0名

5. 日程表

- (1)開 会
- (2)開会挨拶
- (3)議 事

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 報告第4号 合意解約等について

日程第3 議案第22号 農地法第3条の規定による許可について

日程第4 議案第23号 農地法第5条の規定による許可について

日程第5 議案第24号 非農地証明について

日程第6 議案第25号 あっせんについて

日程第7 議案第26号 農用地利用集積計画策定に係る意見について

(4)その他

(5)閉会

(6)会議の概要

9時00分開会

次 第	発 言 者	内 容
1. 開 会	事務局長	定数、定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年10月西之表市農業委員会定例総会を開催いたします。開会に当たりまして、会長にごあいさつをいただき、その後、議事進行をお願いいたします。
2. 開会挨拶	会長	(会長挨拶)
3. 議 事	議長	それでは、ただいまより本日の会議を開会いたします。本日の日程は配付しております。議事日程のとおりであります。
日程第1 議事録署名委員の指名	議長	まず、日程第1、西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名を行います。 6番委員、杉さん、7番委員、羽生さんを指名いたします。羽生さんじゃなくて鮫島委員を指名いたします。申し訳ありません。
日程第2 報告第4号	議長	日程第2、報告事項第4号「合意解約等について」事務局に報告を求めます。
	事務局	日程第2、報告第4号、「合意解約等について」を説明いたします。資料は1ページです。 今月の合意解約は1番から2番の2件で、台帳現況地目、田及び畑の4筆、合計面積5,784平米の合意解約がありました。以上で説明を終わります。
日程第3 議案第22号	議長	はい、ありがとうございます。ただいまより議案審議に入ります。 日程第3、議案第22号「農地法第3条の規定による許可について」事務局に説明をお願いいたします。
	事務局	日程第3、議案第22号、「農地法第3条の規定による許可について」を説明いたします。資料は2ページです。 今月は所有権移転1件の申請がありました。 1番です。住吉里之町地区です。台帳現況地目、田及び畑の4筆で合計面積6,041平米を贈与により所有権移転するものです。 以上、1番については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。
	議長	ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありました。続きまして担当委員から報告をお願いします。
	1番委員	1番です。番号1について説明をいたします。 申請人は、住吉志和野在住者です。 22日、譲受人、推進委員と私の3人で現地調査を行いました。 譲受人は58歳、他に仕事を持つ兼業農家であります。 畑には牧草が植えられ、3番目の田、413平米は近くに川がないために、水を溜めるため池として利用しておりました。 他の田は、米の収穫が終わり、ロータリーがされて整備をされております。 必要な機械もそろっておりました。

		譲渡人は、現在入院中で、昨日病院で聞き取りをいたしております。 間違いありませんとのことでしたので、よろしく願いをいたします。
	議長	ただいま担当委員のほうからの報告説明がありました。この件につきまして委員の方々から質疑があればお願いをいたします。
	14番委員	14番です。1筆をため池という報告があったわけですけど、ため池っていうのはやっぱり農地としてとらえてよろしいんでしょうか。
	議長	事務局。
	事務局	農地としては、ちょっと難しいのではないかと、その状況によると思うんですけども。
	議長	ということですけども、これちょっと調べとってもらおうか。 実際に私がもっと昔借りとったところが、全く同じ状況で水が足りないもんですから、そこに一時ためとってっという方法を私もやとった圃場がありますので、私はそういうことを考えないでやってみましたので、事務局のほう、ちょっとこれ後で調べとってください。
	議長	ほかに。 (挙手無し)
	議長	無いようですので質疑を終了いたしまして、議案第22号「農地法第3条の規定による許可について」を採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
	議長	ありがとうございます。全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定いたしました。
日程第4 議案第23号	議長	続きまして日程第4、議案第23号「農地法第5条の規定による許可について」を審議いたします。事務局議案説明をお願いします。
	事務局	日程第4、議案第23号「農地法第5条の規定による許可について」を説明いたします。資料は3ページです。 1番です。申請地は現和下之町地区の土地1筆で、台帳現況地目畑、合計面積847平米であります。 申請理由は、借り人は現在農機具を野外に置いているが、傷みが激しいため農機具倉庫を建設し、あわせて駐車場を整備したいとのことです。 土地の条件は、農振農用地区域外であり、住宅の用もしくは事業の用に供する施設または公共施設もしくは公益的施設が連担している区域に近接する農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当すると判断されます。 周辺は、宅地や山林、畑がありますが、被害防除計画及び被害防除誓約書が提出されていることから転用による周囲への被害はないと思われまます。 また、預金残高証明書も提出されており、転用を行う資金力があると認められることから転用は確実に行われるものと思われまます。以上で説明を終わります。委員の皆様御審議よろしく願いいたします。
	議長	ありがとうございます。ただいま事務局のほうから説明がありました。また本案につきましては、昨日、調査委員において、現地調査を行っておりますので、調査委員長、また、担当

		委員のほうを順次報告をお願いいたします。まず、調査委員長のほうから報告をお願いします。
	5番委員	<p>5番です。現地調査の結果を報告いたします。合同調査員は私と6番委員で事務局2名、担当委員、担当推進委員の計6名が昨日の午前10時に現地に集合し、認定農業者である農業生産法人取締役から転用申請理由の説明を受けました。</p> <p>当法人は、酪農業が主の大型農家で、規模の拡大を図ってきておりましたが、大型機械の格納庫が不足かつ農作業動線域が少なくなり、農作業安全確保と合理的な生産活動が困難になってきたので、法人構成員の父所有の畑を転用し使用貸借により、農機具格納庫を建設し、経営向上を図ろうとするものです。</p> <p>周囲環境から見ても、何ら支障のないところでありましたので、調査委員全員が許可相当という意見が一致したところです。御審議のほどをよろしくをお願いいたします。以上です。</p>
	2番委員	2番です。今、調査委員長がおっしゃったとおりです。何もしておりましたので、許可相当と考えます。以上です。
	議長	はい、ありがとうございました。ただいま事務局、また調査委員長、担当委員のほうから報告、説明がありました。この案件につきまして皆さんのほうから質疑御意見があれば挙手をお願いをいたします。
		(質疑無し)
	議長	それでは無いようですので、議案第23号を採決いたします。「農地法第5条の規定による許可について」原案どおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。
		(全員挙手)
	議長	ありがとうございました。全会一致で賛成ですので、本案は承認することに決定をいたしました。
日程第5 議案第24号	議長	続いての日程第5、議案第24号「非農地証明について」は取り下げになっておりますので、ここを抜いて次に進みたいと思います。
日程第6 議案第25号	議長	日程第6、議案第25号「あっせんについて」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
	事務局	<p>日程第6、議案第25号「あっせんについて」を説明いたします。資料は5ページから7ページです。</p> <p>1番「売りたい」の申し出です。場所は上西花里崎地区です。売買金額は反当たり20万円をお願いしたいとのことです。購入希望の方は個別に金額のほうは相談に乗るとのことです。あっせん委員につきましては、4番脇田委員と8番日笠山委員をお願いいたします。</p> <p>2番「貸したい」の申し出です。場所は住吉里之町地区です。賃借料については、標準額を希望するとのことです。あっせん委員につきましては、1番上妻委員と3番深田委員をお願いいたします。</p> <p>3番「売りたい」の申し出です。場所は現和西俣地区です。売買金額は反当たり10万円を基準をお願いしたいということです。賃借の場合は標準額より安くても構わないということです。すみません、「売りたい、貸したい」の申し出になります。あっせん委員につきましては、2番中村委員と7番鮫島委員をお願いいたします。</p> <p>4番、「売りたい」の申し出です。場所は古田村之町地区です。売買金額は、購入希望者と相談しながら決めたいので、まだ決めていないとのことです。あっせん委員につきましては1</p>

		0番坂本委員と、11番岩本委員にお願いいたします。以上です。
	議長	ありがとうございました。 ただいま説明がありましたけれども、このあっせんについて皆さんのほうから何か質問御意見ありましたら挙手をお願いいたします。
	6番委員	6番です。3番の申し出者の希望というところに売却金額については反当たり10万円というふうにありますけれども、これは、基盤整備をしている畑ですか。
	7番委員	7番です。基盤整備は全然やっておりません。
	議長	ほかに。
		(挙手無し)
	議長	無いようですので、あっせん委員になられた方はよろしくお願いたします。
日程第7 議案第26号	議長	続きます日程第7、議案第26号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を議題といたします。事務局議案説明をお願いします。
	事務局	日程第7、議案第26号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を説明いたします。 まず初めに、利用権の設定を説明いたします。8ページをお開きください。 1段目です期間が令和元年11月1日から令和4年10月31日までの3年間、地目畑、面積12,264平米、合計面積12,264平米、利用権の設定をする者1人、受ける者の1人です。 内訳については9ページを詳細については10ページをご覧ください。 続きます所有権移転を説明いたします。11ページをお開きください。 令和元年11月1日に所有権を移転するものです。地目田及び畑、面積はそれぞれ4,166平米及び5,777平米、合計面積9,943平米、所有権を移転する者2人、受ける者2人です。 内訳については12ページ詳細については、13ページから19ページをご覧ください。 続きます、農地中間管理事業分の利用権設定です。20ページをお開きください。 1段目です。期間が令和元年12月1日から令和6年11月30日までの5年間、地目田及び畑、面積はそれぞれ7,878平米及び6,467平米、合計面積14,345平米、利用権の設定をする者6人、受ける者の1人です。 2段目です。期間が令和元年12月1日から令和11年11月30日までの10年間、地目田及び畑、面積がそれぞれ2,264平米及び3,915平米、合計面積6,179平米、利用権の設定をする者2人、受ける者の1人です。 内訳については、21ページを詳細については22ページから29ページをご覧ください。 以上すべての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、いずれも各要件を満たすことから提案いたしました委員の皆様御審議のほどよろしくお願いたします。
	議長	ありがとうございました。続いて担当委員の報告をお願いします

		ます。
	11番委員	<p>1 1 番です。整理番号 1 番について説明します。</p> <p>昨日、貸し人の息子そして借り人の父、推進委員の 4 名で、現地調査をしました。</p> <p>申請農地は、古田屋久川の 2 筆の茶畑です。</p> <p>借り人は平成 2 0 年に農大の茶業科を卒業して、認定農家の父とともに、家族で茶業を営む若手の後継者です。</p> <p>賃借料については、通常の賃借料より価格設定よりも高目で計算をされております。</p> <p>以上、申請の通り間違いありませんでした。許可相当と思います。審議をお願いします。</p>
	7 番委員	<p>7 番です。1 2 ページの整理番号 1 について説明いたします。</p> <p>1 0 月 2 3 日朝 8 時譲受人立会いのもと、現地確認を行いました。</p> <p>譲受人は、現和校区在住の安納イモ、米、タマネギ等を営む大規模農業法人です。</p> <p>譲渡人は健康上、農業経営をやめるということで、今回の申請に至ったようでございます。</p> <p>今回申請の田んぼ以外の畑も今回のあっせん案件として出ているようでございます。</p> <p>譲受人は、機械等も一式そろっており経営技術等も何ら問題はないと思います。</p> <p>なお、譲渡人には面談の上、確認をとっております。双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。</p>
	9 番委員	<p>9 番です。整理番号 2 について御報告いたします。</p> <p>譲渡人と譲受人は、親子であります。</p> <p>1 0 月 2 4 日譲受人立会いのもと、現地確認を行いました。</p> <p>譲受人は、花卉を栽培する認定新規就農者であり、農業次世代人材投資資金の経営開始型を受ける就農 4 年目の将来を期待される農業者です。</p> <p>そして、このたびの申請は、経営開始型を受ける要件の一つである「5 年以内に親の経営を継承すること」その要件を満たすために出された申請であります。</p> <p>また同日、譲渡人とも直接会って確認いたしました。</p> <p>畑の状態もロベ、ユーカリ、桔梗ラン、グローカル、サカキ等が植えられ適正に管理されておりました。</p> <p>双方確認の結果、申請内容に間違いありません。許可相当と考えます。以上です。</p>
	議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、審議に入ります。ただいま事務局担当委員のほうから説明がありました。この案件につきまして皆さんのほうから質疑御意見がありましたら挙手でお願いをいたします。</p> <p>(質疑無し)</p>
	議長	<p>無いようですので、議案第 2 6 号を採決いたします。</p> <p>「農用地利用集積計画策定に係る意見について」原案どおり承認することについて賛成の委員は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
	議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>全会一致ですので、本案は承認することに決定いたしました。以上をもちまして本日の議事は終了いたしました。</p>
4. その他	会長 事務局	<p>次は、その他であります。事務局のほうから何か。</p> <p>(1 1 月のスケジュールについて、資料により説明)</p> <p>(先進地視察研修について、説明)</p>

		(最低賃金について、説明)
	会長	事務局から以上でございます。 皆様から何かございますか。
5. 閉 会	事務局長	ないようですので、10月の農業委員会定例総会を終了いたします。皆さんお疲れさまでした。

10時09分閉会

西之表市農業委員会会議規程第10条の規定により署名する。

令和 年 月 日

西之表市農業委員会 会 長 _____ (印)

西之表市農業委員会 6 番委員 _____ (印)

西之表市農業委員会 7 番委員 _____ (印)